



壁



監視窓



扉



事業所境界

### 当社について

名称：一般社団法人 環境放射線サポートセンター

所在地：〒462-0017 名古屋市北区落合町48-3

設立：令和3年9月

### お問い合わせ・ご質問は

TEL 052-902-8460

FAX 052-902-8460

Email support@ERSC.or.jp

### 当社へのアクセス



国道41号線より落合町交差点を曲がってください

弊社ホームページもご確認ください！

URL : <https://ERSC.or.jp>

営業時間：午前9：00～18：00

休業日：土曜・日曜・祝祭日

取り付け簡単！  
測定バッジを1ヶ月間設置後、  
返送して戴くだけです。

- 1 日常の使用状態で測定可能
- 2 法令に準拠した安心の測定報告書
- 3 低価格での測定サービスをご提供
- 4 長瀬ランダウア(株)ルミネスバッジを使用

測定サービスの流れは中面でご紹介しています。

## 漏洩線量測定紹介

6ヶ月1回のX線室の定期放射線測定  
お困りではございませんか？

ご案内

積算線量バッジ測定サービス

一般社団法人  
環境放射線サポートセンター

## 概要

平面図・立面図に基づいて、設置ポイントをデザインし、設置ポイント図面とあわせて測定ポイント数分の線量計を送付いたします。

お客様にて、設置（1ヶ月間）・回収を行っていただき、ご返送いただきます。

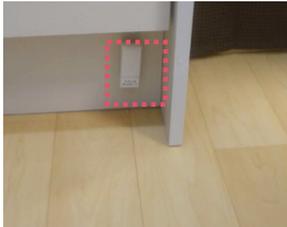
結果を分析した後にお送りする測定結果報告書はそのまま関係機関等への提出用としてご使用いただけます。

## 基本設置箇所



### レントゲン室に面する水平4面

壁面床から約1mの高さの位置  
(監視窓がある場合は、窓の角等視界の妨げにならない箇所)



### X線室の上階

壁面、棚等の場所  
の床に近い位置



### X線室の下階

壁面の天井に近い位置  
(手の届く高さで可、地面の場合は測定不要)

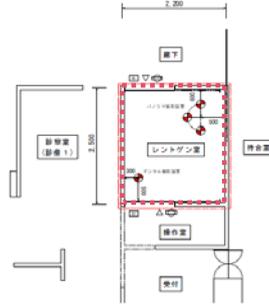


### 事業所境界

外壁、雨どいの裏等の位置  
(紛失防止の為、目立たない箇所)

## サービスの流れ

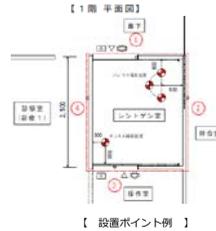
初めてご利用いただく際のサービスの流れです。



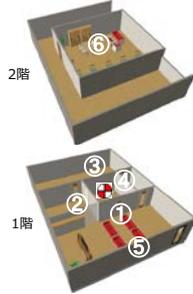
### お問い合わせ

レントゲン室とその上階、下階の平面図・断面図をお送りください。

(下階が地面の場合は必要ありません)  
無料でお見積り対応させていただきます。



【設置ポイント例】



【2階建、1階レントゲン室1室の設置ポイント例】



### お見積りの送付

設置ポイント図面を作成し、お見積りと合わせてお送りいたします。

### お申込み

### 線量計の設置

設置図面及び線量計等を発送いたします。設置ポイント位置に従って、線量計を設置していただきます。

### 線量計の回収

1ヶ月後に回収いただき、同封の封筒にてご返送ください。(送料は弊社負担)

### 測定結果報告書送付

結果を分析の後、測定ポイント図を添付した測定結果報告書を郵送いたします。  
(要5年間保存)

## 報告書(抜粋)

測定点 (添付図面参照)	測定期間の 積算線量 (μSv)	3ヶ月当たり に換算した 積算線量 (μSv/3月)	法規制値との適合評価	
			管理区域境界 (1,300μSv/3月)	敷地境界 (250μSv/3月)
レントゲン室【管理区域境界】				
1 廊下・出入口扉	検出限界未満	30未満	適合	
2 待合室	検出限界未満	30未満	適合	
3 操作室・出入口扉	検出限界未満	30未満	適合	
4 診察室(診療1)	検出限界未満	30未満	適合	
5 2階本部(階上)	検出限界未満	30未満	適合	
【敷地境界】				
6 敷地境界	検出限界未満	30未満	適合	
B.G. コントロール用(OSL線量計)	10μSv未満			適合
測定期間	2017年12月26日～2018年1月29日		検出限界未満=10μSv未満	

## 料金(税抜)

基本料金1室 25,000円 / 1室 (6点)

測定点追加料金 3,000円 / 1点

## サーベイメータ法と比較して

	バッジ法	サーベイメータ法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安価である</li> <li>・手間がかからない</li> <li>・1ヶ月間の撮影による漏洩線量が評価できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて測定点を追加できる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下のリスクがある</li> <li>・隙間の測定が困難である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人手が要る(高価になる)</li> <li>・日常の撮影状況が反映されない</li> </ul>

## なぜ漏洩線量測定が必要か？

歯科・クリニック様におきましては医療法施行規則30条の22により、動物病院様におきましては獣医療法施行規則第18条の2の規定により、医療放射線施設的环境線量は6ヶ月を超えない期間ごとに1回側定を実施しその結果を5年間保存することが義務付けられております。

### ●関連法規

- ・医療法施行規則30条の22
- ・獣医療法施行規則第18条の2

### ●法規制値

- ・管理区域境界 : 1,300μSv / 3ヶ月
- ・事業所境界 : 250μSv / 3ヶ月